

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育所は、理念、基本方針を明文化し、周知を図っています。具体的には、上尾市立保育所の保育理念、保育方針、保育目標を策定しています。加えて、職員に対しては職員会議で周知しています。その他、保育目標、クラス目標の作成を通じて理解を促しています。また、保護者に対しては入所説明会で配布している「保育所のおしり」に明記しています。さらに、懇談会において説明し、周知しています。加えて、廊下や各クラスへの掲示にも掲載しています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1 (1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	保育所は、事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析しています。具体的には、第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画において、上尾市の子育て環境の現状と課題を分析し、掲載しています。また、上尾市立保育園13園の所長が参加する所長連絡会及び保育課職員も参加する所長会を開催しています。この会議では、日ごろの保育方法や、各行事の運営方法など保育所運営に関する課題を確認しています。加えて、上尾市の公立保育所としての方針を決めています。あわせて、他市の現状などを調査して情報交換もしています。
I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	保育所は、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めています。具体的には、上尾市子ども・子育て会議を開催しています。会議では、関係機関、関係団体、学識経験者が上尾市の子育て環境と保育所の経営の課題について審議しています。さらに、第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画では、審議会で挙げた課題を明確化しています。また、課題は保育所の全体的な計画に反映し、各階層における役割を確認し取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	保育所は、中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定しています。具体的には、令和3年度から10年間にわたって総合的かつ計画的な市政運営の指針となる「第6次上尾市総合計画」を定めています。この計画に基づき、作成された「上尾市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた保育所運営を行っています。また、上尾市は、上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について確認しています。
I-3-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	保育所は、「上尾市子ども・子育て支援事業計画」を基に単年度の事業計画を策定しています。事業計画の策定にあたっては、継続的な育ちが促される保育が行われるよう、具体的な内容を記載しています。加えて、策定するにあたり、子どもの様子や現計画を振り返っています。さらに、振り返りを通じて課題を抽出しています。
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-1 (2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	保育所は、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行っています。策定された「上尾市子ども・子育て支援事業計画」を基に職員と定期的に評価を行い、内容把握の機会と進捗状況を把握する機会となっています。会議の場では、職員から挙げた前年度の反省や保護者のニーズを把握し共有しています。計画の実行状況を定期的に振り返るなどして職員への理解促進をはかっています。また、今回の調査時に実施した職員アンケートにおいて、「事業計画が適切に策定されている。」の問いに対し、「はい」が95%でした。このことから、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しに対し、職員が十分に理解していると言えるでしょう。
I-3-1 (2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	保育所は、事業計画を利用者等に周知し、理解を促しています。具体的には、入所時及び毎年4月に事業計画を配布しています。また、掲示や園だより等でも、行事の予定を伝えていきます。加えて、入所時の説明会において、説明会開催時にアンケートを実施しています。その結果を把握して、毎年度、説明資料や説明の方法を改善しています。なお、行事などの年間計画については、今回の評価時において実施した利用者アンケートの結果から、保護者に十分伝えられていることが把握できます。しかし、設備等に関する経営課題の解決など、保育所の事業計画の周知に弱さがあります。保育所の重要な情報も載っていることから、他の情報と同じく周知することが望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-（1）-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	保育所は、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを組織的に行っています。具体的には、「上尾市立保育所保育実施要領」に基づき、「埼玉県第三者評価基準」「保育内容等の自己評価のための“チェックリスト”保育士篇（日本保育協会）」等を参考に、保育士個人及び園全体で年1回の自己評価を実施しています。また、市全体の取り組みとして、定期的に第三者評価を実施しています。加えて、行事ごとにアンケートを実施し、保護者の意見を把握しています。
I-4-（1）-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	保育所は、評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的に改善策を実施しています。具体的には、自己評価の結果をもとに、保育実践・保育内容の課題を明確化しています。さらに、評価結果は職員会議において共有し、職員の周知を図っています。また、上尾市保育審議会及び上尾市次世代育成支援対策地域協議会と連携しています。審議会及び協議会からの課題解決に向けた意見・提言を受けています。意見・提言の内容は次年度以降の事業計画等に反映させています。しかし、評価結果に基づき課題を明確にしているものの、評価結果を改善に繋げるプロセスに弱さがあります。この調査を機に、評価結果を改善に繋げるPDCAサイクルの構築に取り組みされるのもよいでしょう。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-（1） 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-（1）-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	「上尾市立保育所保育実施要領」及び職務分担表に、保育所長の役割及び職務内容が明記され、職員に対し所長の役割を表明しています。特に、当該実施要領は、保育所長は保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図ることとしています。加えて、社会的使命と責任を果たすよう、組織の長としてのリーダーシップを発揮することが求められています。加えて、所長会及び所長連絡会の運営により経営課題を明確化しています。その他、面談を通じた自己評価や業務目標の達成に向けた助言や働きかけを行っています。
II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	保育所は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っています。具体的には、「上尾市コンプライアンス・ハンドブック」を作成しています。また、職員の倫理原則や公益通報制度などについて、職員に周知しています。加えて、児童虐待・DV対応、人権保育、個人情報保護において、上尾市で実務手引きやマニュアルを作成しています。この内容は、職員会議で全職員に共有、周知をしています。さらに、所長は所長研修時に、コンプライアンスの科目を受講しています。これらの取り組みを通じて、所長は法令順守意識の浸透に努めています。
II-1-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-（2）-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	所長は福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取り組みに指導力を発揮しています。具体的には、所長は保育士の技術や意欲の向上が、保育サービスの質の向上につながると捉えています。そのため、目標管理やアドバイスを通じて、人材育成に力を入れています。特に、目標管理における個人面談時に、各職員が組織目標と連動した個人目標を立てるための助言をしています。加えて、園児や保護者への対応など、日々の活動の課題について、個々の職員と話す機会を持つようにしています。
II-1-（2）-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	所長は、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮しています。具体的には、積極的に職員とコミュニケーションを取っています。これにより、常に個々の職員の保育の質の改善に向けた助言や課題の共有を行っています。加えて、上尾市保育課との連携を通じて、保育所運営の改善に取り組んでいます。また、所長会及び所長連絡会で経営改善や業務効率向上に関する情報交換を行っています。他保育所の良い取組は、持ち帰り職員と共有しています。その他、経営改善や業務実効性を高める組織体制づくりのため、事務所の片付けの奨励や備品の管理を行っています。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-（1） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-（1）-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	上尾市は、必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取り組みを実施しています。具体的には、「上尾市職員の任用に関する規則」に基づき、上尾市職員課が職員を採用しています。フルタイム保育士及びパートタイム保育士に関しては、「広報あけおほ」や上尾市公式ホームページ等で広く募集しています。また、職員のクラス配置については、正規職員と会計年度任用職員のバランスや経験を考慮した上で配置しています。これにより、保育所運営が円滑に努めています。	
II-2-（1）-② 総合的な人事管理が行われている。	a	上尾市職員課は、総合的な人事管理を行っています。具体的には、各職員の意向調査を実施し、配置計画に基づき人員配置を行っています。また、保育所内の担当に関する人事管理は、所長が行っています。所長は、経験年数や保育スキルなどを考慮しています。経験年数などに基づき、1年間の各クラスの保育と保育所全体がバランスよく進められるように管理しています。その他、人材の評価、活用についても総合的な仕組みづくりができています。	
II-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	保育所は、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。具体的には、職員の体調や、家庭状況を考慮し、休暇取得の奨励を行っています。また、上尾市は職員の福利厚生についての職員向けハンドブックを作成しています。ハンドブックにはメンタルヘルズ相談事業などを記載し、職員の健康管理の取り組みを行っています。加えて、年1回のストレスチェックを実施し、結果を所長や受診者本人にフィードバックしています。ストレスチェックの結果をもとに、保育所全体で職場改善に取り組んでいます。	
II-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-（3）-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	上尾市は、職員一人一人の育成に向けた取り組みを行っています。具体的には、「第3次上尾市人材育成基本方針」を令和3年3月に策定しています。方針に基づき、人事異動の実施や人事評価制度の運用を行っています。また、方針には目指す職員像を掲げています。これを目指した目標管理と人事評価が行われています。加えて、人事評価制度については、年2回、1次評価者との面談を行っています。面談では、目標設定と目標達成に向けて進捗状況の確認とフォローを行っています。その他、研修部会を組織し、保育実施内容や資質向上のための研修実施体制を整備しております。上尾市人材育成基本方針には、保育士のキャリアパスが定められています。しかし、キャリアパスと人事評価や人事異動などとの連動が弱いようです。この調査を機に、キャリアパスと人事制度の連携方法を検討してもいいでしょう。	
II-2-（3）-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	保育所は、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施しています。具体的には、「第3次上尾市人材育成基本方針」に求める職員像を明記しています。それに基づき「上尾市保育所研修計画」を策定しています。また、人材育成基本方針には、職位毎に求められる能力が設定されています。この研修計画に基づき上尾市職員課主催の研修や、保育所全体の研修を実施しています。さらに、「上尾市保育所研修計画」に重点研修として、園内研修、所長研修、主任研修、視察研修を定めています。これに基づき、保育士の技術向上やマネジメント能力の向上に向けた研修を実施しています。	
II-2-（3）-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	保育所は、職員一人一人の教育・研修の機会を確保しています。具体的には、職員一人ひとりの技術水準や、専門資格の取得状況を把握しています。また、「上尾市保育所研修計画」に基づき、保育士の技術やマネジメント能力の向上に向けた研修を実施しています。加えて、保育所単位で園内研修計画表を策定し、各保育所での研修、教育体制の確立を行っています。さらに、所長を中心に園内でのOJTを行い、職員の保育サービスの質の向上を図っています。その他、外部研修についても、職員の要望や職場の状況に応じて、参加機会を設けています。	
II-2-（4） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-（4）-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育所は、実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備しています。具体的には、上尾市保育課が窓口となり、中学生、高校生、看護学生、短大生、大学生など実習生を幅広く受け入れています。実習生の受け入れマニュアルを作成し、マニュアルに沿って保育士が実習生の指導を行っています。また、保育所は、安全に実習を行うため、実習時の注意事項などを伝えるオリエンテーションを実施しています。加えて、実習時に振り返りを行い、実習ノートだけでなく口頭で具体的な助言や指導を行い、学びが深められるように取り組んでいます。	

II-3 運営の透明性の確保

II-3- (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果	コメント
II-3- (1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	保育所は、運営の透明性を確保するための情報公開を行っています。具体的には、保育所の運営情報を上尾市公式ホームページやパンフレットなどで公表しています。また、公開保育や保育所見学の日時等も同様の方法で情報提供しています。加えて、保育理念や目標・方針は、保育所内に掲示及び保育所のしおり（重要事項説明書）に掲載しています。加えて保護者へは、入所時に説明を行っています。しかし、今回の評価時における利用者アンケートでは、保護者への情報公開・情報提供に関して、肯定的な意見が少なかった項目が一部があります。この調査を機に、園だよりに運営状況を掲載したり、新たに資料を配布するなど、保護者への新たな情報提供の方法を検討するとよいでしょう。	
II-3- (1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所は、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みを行っています。具体的には、事務、経理等に関するルールを権限・責任とともに明文化しています。これは、研修などにより職員に周知されています。また、上尾市および埼玉県行政監査を定期的に受けています。監査による指摘事項は迅速な改善を行っています。また、第三者評価を定期的に受審し、評価結果を上尾市公式ホームページに掲載しています。これにより、経営・運営の透明性の確保に努めています。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4- (1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果	コメント
II-4- (1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育所は、利用者と地域との交流を広げるための取り組みを行っています。具体的には、「上尾市立保育所保育実施要領」に地域交流について基本姿勢を明文化しています。明文化した基本姿勢は、市ホームページに記載し、周知しています。また、職員は小学校主催の幼稚園との合同研修へ参加しています。さらに、施設見学や運動会などの行事の招待などを通して、交流を積極的に行っています。こうした交流を通じて、市内幼稚園、小学校との連携を深めています。また、老人福祉施設との交流を積極的に行い、高齢者と触れ合う機会を創出しています。これにより、子どもたちの敬老の精神を養っています。その他、子育て支援に関する団体等のチラシを所内に掲示し、地域の情報を保護者に対し提供しています。	
II-4- (1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	保育所は、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立しています。具体的には、「上尾市立保育所保育実施要領」にボランティアの受け入れについて基本姿勢を明文化しています。明文化した基本姿勢は、市ホームページに記載し、周知しています。また、上尾市保育課が窓口となり、保育所保育実施要領に基づき、保育補助や掃除などのボランティアの受け入れを行っています。加えて、ボランティアの作業内容や作業場所については、個別の要望に応じて、所長と主任で決定しています。決定内容は職員間で共有し、クラス担任等に受け入れを指示しています。主に、市内中学校の児童による、社会体験チャレンジの受け入れを行っています。	
II-4- (2) 関係機関との連携が確保されている。	a	保育所は、福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を行っています。具体的には、地域の関係機関、行政の窓口について、明示した資料を作成しています。この資料は必要な保護者に配布しています。また、個別支援、配慮が必要な児童、家庭への対応については関係機関と連携を取っています。具体的には、保健センター、児童発達支援センター、子ども家庭総合支援センター、児童相談所等との会議を行っています。その他、虐待が疑われる子どもについては、速やかに児童相談所や関係機関と連携し対応しています。	
II-4- (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	a	保育所は、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みを行っています。具体的には、夏祭りや運動会の行事の実施前には、周辺の住民に一軒ずつ声をかけています。その際に、保育所の活動を理解していただくとともに、地域課題の情報収集の機会としています。また、公開保育や子育て支援センター、児童発達支援センターとの交流保育を行い、地域や関係団体等との連携を図り、情報交換を行っています。その他、地域の子育て相談事業を行い、福祉ニーズの情報収集を行っています。	
II-4- (3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	保育所は、地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っています。具体的には、園庭開放や、公立保育所の年齢の近いクラスに入り、親子で保育所のプログラムを体験する「保育所であそぼう」を開催しています。加えて、外出中に誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペース「赤ちゃんの駅」の設置により、地域の親子との交流を図っています。また、地域の方の子育て相談に乗る電話相談や一時保育を行い、地域の子育て支援を実施しています。さらに、老人福祉施設との交流を積極的に行い、高齢者と触れ合う機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図っています。	
II-4- (3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	保育所は、地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っています。具体的には、園庭開放や、公立保育所の年齢の近いクラスに入り、親子で保育所のプログラムを体験する「保育所であそぼう」を開催しています。加えて、外出中に誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペース「赤ちゃんの駅」の設置により、地域の親子との交流を図っています。また、地域の方の子育て相談に乗る電話相談や一時保育を行い、地域の子育て支援を実施しています。さらに、老人福祉施設との交流を積極的に行い、高齢者と触れ合う機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図っています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	<p>保育所は、利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っています。具体的には、上尾市立保育所の理念に、子ども一人一人の権利の尊重を明記しています。また、上尾市立保育所保育実施要領に基づき、子ども一人ひとりに合わせた保育サービスの提供に努めています。加えて、上尾市人権保育基本方針に基づき作成された人権リーフレットを毎年職員に配布しています。リーフレットは、職員会議で読み合わせをするなど、適宜確認をしています。これにより、一人ひとりを大切に保育の浸透を図っています。その他、所長は保育士の行動を確認し、人権に関するマニュアルに触れながら、指導を行っています。</p> <p>なお、基本的な行動指針がしっかりと定められているものの、行動結果を評価と改善につなげる仕組みが弱い状態です。この調査を機に、人権配慮における取組のPDCAサイクルの構築を検討してもよいでしょう。</p>
Ⅲ-1-1 (1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	<p>保育所は、利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っています。具体的には、「上尾市保育所保育実施要領」にし、人権保育に関する基本的なルールを定めています。プライバシー保護に関するルールや取り組みは保護者に周知しています。加えて、職員は職員会議でルールの確認を行い、実践をしています。また、着替えの際はブルーシートで隠す、おむつ交換の際もパーテーション等目隠しのあるところで行うなど、プライバシー保護を徹底しています。</p>
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<p>保育所は、利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を提供しています。具体的には、保育課に設置した保育所のパンフレットや上尾市公式ホームページ、子育てガイドブックで、保育所の概要や情報を掲載しています。また、保育所見学を月に2回、事前予約で受け入れを行い、説明や施設見学を行っています。現在は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ペラндаから保育の様子を見学することとしています。加えて、年に1回公開保育を実施し、保育所の保育の様子を知っていただく機会としています。その他、情報提供の方法やパンフレットの記載内容は適宜見直しを図っています。</p>
Ⅲ-1-1 (2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	b	<p>保育所は、福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明しています。具体的には、入所前に入所説明会を開催し、保育所のおしりを基に説明を行っています。保育内容の変更時にも同様の対応を行っています。また、保護者から個別の問い合わせがあった際には、説明対応をしています。</p> <p>しかし、今回の評価時に実施した利用者アンケートにおいて、「入所前の見学や説明など、園からの情報は得やすかったですか。」の問いにおいて、他の項目と比較し、肯定的な意見が少ない状態でした。これは、保護者に対する説明に改善の余地がある結果です。今回の調査を機に、情報提供方法を振り返ってもよいでしょう。</p>
Ⅲ-1-1 (2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	<p>保育所は、福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っています。具体的には、公立保育所へ移行する場合は、児童の記録など関係書類を引き継いでいます。これにより、継続したサービスが受けられるよう努めています。加えて、私立の施設へ移行する場合は、保育所から直接、または保育課を通して電話にて引継ぎを行っています。保育所からの求めに応じて、任意の書式で児童の記録を提供する場合もあります。</p>
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-1 (3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	<p>保育所は、利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っています。具体的には、保護者ニーズを知るため、全職員が送迎時の声かけを日頃から意識しています。また、遠足、夏祭り、運動会の行事後のアンケートを実施しています。加えて、保護者役員会、保育参加、懇談会などで保護者への意見聴取を行っています。これにより、要望の把握に努めています。さらに、把握した要望は、職員会議等で共有しています。</p> <p>しかし、今回の調査時の保護者アンケートの「不満や要望に的確に伝えてくれますか」という問いに対し、肯定的な意見が他の項目に比べて少ない結果でした。この結果から、把握したニーズを改善につなげる仕組みに課題があると云えます。今後は、ニーズを改善につなげる仕組みの構築に期待します。</p>

Ⅲ-1-（4） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-（4）-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<p>保育所は、苦情解決の仕組みを確立しており、周知しています。具体的には、「上尾市立保育所保育実施要領」に基づき「上尾市立保育所利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」を定めています。相談解決実施要領を基に、各保育所に苦情受付担当者及び苦情解決責任者を、健康福祉部に第三者委員を設置しています。加えて、実施要領には、苦情受付担当者等の具体的な役割を記載しています。また、意見・要望等があった場合の解決手順を要領に定め、組織的な解決の体制を整備しています。その他、意見箱の設置や行事毎のアンケートの実施など、保護者が苦情を言いやすい工夫をしています。なお、アンケート結果を保護者に周知し、苦情やその対応状況を公表しています。</p>
Ⅲ-1-（4）-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	<p>保育所は、利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知しています。具体的には、意見・要望の対応の体制について、危機対応要領や保育のしおりに記載しています。この内容は、入所説明会時に説明を行っています。また、行事後に聴取したアンケート結果を利用者に周知しています。結果の公表により、利用者に対して満足度向上に向けた取り組みの姿勢を見せています。加えて、送迎時の挨拶に一言加えています。こうしてコミュニケーションをとるよう心がけ、保護者の相談しやすい雰囲気づくりに努めています。</p>
Ⅲ-1-（4）-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	<p>保育所は、利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応しています。具体的には、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に具体的な相談、苦情受付の手順を定め、手順に沿って対応しています。保護者から質問や意見があった場合は、職員全体で共有しています。また、必要に応じて保育課とも共有するなど、組織的に対応しています。</p> <p>しかし、今回の評価時において実施した利用者アンケートの「年間保育や行事には、保護者の要望が活かされていますか。」の問いに対し、他の項目に比べて肯定的な意見が少ない状態でした。保護者の要望に対して保育所は真摯に対応しているものの、対応した結果を保護者に伝える取り組みが弱いようです。今後は、保護者からの意見を反映して改善した結果を園だよりに掲載するなど、改善結果の周知を検討してもよいでしょう。</p>
Ⅲ-1-（5） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-（5）-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<p>保育所は、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築しています。具体的には、「上尾市立保育所危機対応要領」を定め、危機の余地・予測及び未然防止に向けた取り組みや、事故・災害時の対応について記載しています。また、各園のリスクマネージャーである主任が出席する安全委員会は年4回行われています。安全委員会では、各園のヒヤリハットを3例ずつ出し合い、原因・対応策を検討しています。検討結果を各園に持ち帰り、職員に対し周知しています。加えて、保育の中でのヒヤリハットは速やかに職員に共有して再発防止に努めています。</p>
Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<p>保育所は、感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取り組みを行っています。具体的には、「上尾市立保育所保健衛生マニュアル」を作成しています。厚生労働省が作成した「保育所における感染症対策ガイドライン」とマニュアルを合わせて運用を行い、衛生や予防の体制を整備しています。また、同マニュアルには、施設長の責任の下、感染症の発生状況を記録することと定められています。記録は入所している子どもに関する事項だけではなく、職員の健康状態についても記録するなど、具体的な行動を定めています。加えて、熱が出た場合など、体調不良時には園児を別室で保育する、3～5歳児はマスクを着けての保育を実施するなど、感染症の予防に具体的な取り組みを実施しています。その他、新型コロナウイルス感染症対策として「上尾市立保育所新しい生活様式の取り組み」を作成しています。これにより、感染予防と拡大防止に取り組んでいます。なお、当該マニュアルについては、保育課と連携し、定期的に見直しを行っています。</p>
Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<p>保育所は、災害時における利用者の安全確保のための取り組みを組織的に行っています。具体的には、「上尾市立保育所危機対応要領」に事故（災害）発生時の対応について、地震、火災、事故、台風・水害など、ケース別に具体的に定めています。また、毎月、避難訓練（地震・火災）と危機対応訓練を実施しています。加えて、災害伝言ダイヤル等で災害時の情報発信を行うため、年3回情報発信の訓練を行っています。その他、非常時に備えて備蓄リストを整備しています。リストを基に、食料・水・おむつ・ランタンなどを保育所内に備蓄しています。加えて、危機管理防災課と連携し液体ミルクの保管を行っています。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育所は、提供する福祉サービスについて標準的な実施方法を文書化し、福祉サービスを提供しています。具体的には、「上尾市立保育所運営規程」をもとに、上尾市立保育所保育実施要領・危機対応要領・食物アレルギー対応マニュアル・保健衛生マニュアルなど各種マニュアルを策定しています。これを職員の業務の指針として活用しています。また、年度初めなど、適宜マニュアルの読み合わせを行っています。これにより、マニュアルの実践方法について職員の共通認識を図っています。特に、新人職員については、OJT担当からマニュアルに基づいた保育を実践しています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育所は、標準的な実施方法について見直しを行っています。具体的には、運営規程、マニュアルは、保育所運営委員会が定期的に評価を行っています。また、評価の方法は、保育所保育実施要領に手順を掲載しています。加えて、進行管理部会を組織し、保育事業の進行管理や保育所における運営のチェックを行っています。さらに、保育実施内容や研修形態について、長期・短期的な提言を管理部会でを行い、常に改善に取り組んでいます。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	保育所は、アセスメントにもとづいて福祉サービス実施計画を策定しています。具体的には、所長を指導計画策定の責任者とし、各担当が園児ごとの個別計画を作成しています。計画作成においては、保護者と話し合いを行うなど連携を図っています。また、子どもの育成歴や既往症、家庭状況、配慮事項などを職員間で共有しています。これにより、適切な保育の確保に努めています。なお、個別計画は全体的な計画に沿って策定しています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	保育所は、定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っています。具体的には、月末に計画についてクラス担任間で振り返っています。また、必要に応じて職員会議での共有と検討を行っています。その後、振り返り・課題抽出を様式に記入しています。さらに、計画の評価方法については、保育所保育実施要領に定めています。加えて、進行管理部会を組織し、保育事業の進行管理や保育所における運営のチェックを行っています。さらに、保育実施内容や研修形態について、長期・短期的な提言を管理部会でを行い、常に改善に取り組んでいます。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育所は、利用者に関する福祉サービス実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有しています。具体的には、職員は、個別計画に基づいて提供された保育の内容について、統一書式で記録します。記録は、保育所保育実施要領に基づいて行われます。記入した記録は、所長・主任が確認のうえ、クラス担任同士で打合せ等により定期的に共有しています。また、保育内容の記録を書面化し、すべての職員に共有できるように、鍵付きキャビネットで管理しています。加えて、計画に記載した個別に配慮する事項などは、職員会議などで全職員に共有しています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	保育所は、利用者に関する記録の管理体制を確立しています。具体的には、市公文書管理および個人情報保護の規定に則り、記録の区分ごとに保管場所を分けています。さらに、鍵付きキャビネットで記録を管理しています。また、個人情報の取り扱いにあたっては、市がマニュアルを策定し、所長を個人情報管理責任者としています。加えて、個人情報の取扱いについては、階層毎の研修を実施しています。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-1（1）全体的な計画の作成		
<p>A-1-1（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a	<p>保育所は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成しています。具体的には、上尾市の保育理念を基本として保育目標を保育室の中に掲示して確認できるようにしています。また、保育所の案内にも明記されています。全体的な計画は、保育理念と保育目標を基本としながら「保育所保育指針」を踏まえての作成がされています。各クラスの子どもの実態、家庭状況及び地域の実態を把握し、年度末に計画の見直しをしています。見直し結果は、年度初めに、保育活動への繁栄のために、確認をしています。</p>
A-1-1（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-1（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a	<p>保育所は、生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備しています。具体的には、環境整備も含めて毎日の点検と月に一回の施設内点検を行っています。加えて、点検内容を記録しています。これらの点検箇所は、子どもの生活を営む場所の「ヒヤリハットマップ」として定期的な点検と確認をしています。なお、子どもの生活にとって注意を要する箇所が発見された場合、職員間の共有に努めています。加えて、可能な限り修繕を行っています。また、職員は、保育室の安全点検と室内温度、日差しの調整、衣服の調整をしています。さらに、子どもの年齢に見合う遊具の設置、季節感を感じられるような配置を通じて、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしています。</p>
<p>A-1-1（2）-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a	<p>保育所は、子どもの一人ひとりの成長と個人差や特性および家庭状況を把握しています。また、状況に応じて、子どもの気持ちを受け止めるようにしています。各年齢での月齢差と成長の差異を念頭に置いて、子どもとのやり取りを大切にしています。担任は保護者からの情報を引き継ぎ、保育の展開における子どもの気持ちの変化に気を付けています。変化に応じ、子どもの状態に見合う保育を展開します。また、年齢に応じた発達において子供が直面する課題に対し、子どもの気持ちと実態に合わせた声かけを行っています。加えて、子どもの気持ちの受容をし、成長を促進するように支援しています。</p>
<p>A-1-1（2）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a	<p>保育所は、子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っています。具体的には、子どもの個性や状態を把握し、家庭での子育ての実態に合わせた無理のない生活習慣の習得に向けて支援をしています。例えば、各年齢での子どもの成長に見合った食事・排泄・着脱です。これは、子どもの生活年齢に合わせて指導しています。また、他のクラスの子どもの成長の姿を見ることにより子ども同士の刺激を受け、挑戦する気持ちになるような環境も整備しています。具体的には、1、2歳児の子どもがお互いに見通しのある廊下で、食事をする道具の使い方を見る機会を作ります。これにより、子どもの興味関心を促し、道具を持ってみたい気持ちの育ちを待つように進めています。加えて、各年齢において習得すべき基本的な生活習慣を、家庭の情報を得て個別に対応をしています。また、子どもは、体を動かして遊び、空腹感を体験し、食事が楽しめるようにしています。</p>
<p>A-1-1（2）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a	<p>保育所は、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。具体的には、戸外での活動を重視し、全身を動かす活動を積極的に取り入れています。加えて、広い所庭を有効活用し、各年齢に見合った遊び、異年齢児が交流しての活動を行っています。例えば、幼児との関わりを求めている0歳児に、リズム遊びで身近な年上の子どもの姿を見せます。これにより、職員は、0歳児の年上の子ども憧れや挑戦する気持ちを促しています。また、職員は、子どもの状態を把握し、各年齢の子どもの視線や動きに配慮して主体的な活動になる姿を見守っています。さらに、ひとり一人の子どもが主体的に楽しむ、安全に、豊かになるように、何を必要としているのかを把握し、環境を整備しています。</p>

<p>A-1-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>職員は、乳児保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、0歳児は月齢に伴う成長差が大きいため、保護者との連携を密に取っています。それにより、養護を中心とした支援をしています。また、子どもと保護者との関係を大切に、職員も身近な関係が形成されるような情緒面の育ちを重視しています。例えば、乳児の気持ちがあくづっている場合に、子どもが安心するよう職員がしっかりと抱きしめ、受容した対応をしています。加えて、睡眠時の様子を把握するように「睡眠チェック」を小まめにしています。さらに、看護師の配置により、子どもの健康状態と体調変化に、速やかに対応しています。その他、手作り遊具の温かみを伝える一方で、感染症対策面での衛生管理をしながら、その都度の天日消毒をしています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、3歳未満児の保育環境は生活習慣の獲得と遊びを通しての言語や数の概念を体験的にできる環境を整備しています。具体的には、3歳未満児が興味関心を発揮し、好きな活動ができ、自発的な動きができる環境を整備しています。また、子どもが保育生活や活動内容に、安定した気持ちで取り組めるような環境作りに努めています。例えば、子どもの関心や興味が満たされるような絵本を手に取れる、遊具が自分で出せる環境にしています。加えて、遊具の興味関心が子ども同士で同じになる場合も配慮し、手作り遊具は子どもの人数分用意しています。さらに、職員は子どもが手にした絵本の絵や物語を、子どもの理解度に合わせて言葉で伝えるようにしています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、子どもがのびのびと活動ができるような環境を作り、自主的な活動の機会を得るよう支援しています。例えば、子どもひとりよりの活動を大切にしつつも、意識を集団遊びへと進めます。加えて、子供たちが自ら作り上げる集団への意識とルールを尊重しています。また、自然への意識と発見を通して、子どもの観察力と知識を高めています。例えば、地域の住民から寄付されたメダカやカブトムシの幼虫、小動物の飼育を継続し、観察眼を養っています。さらに、手の生育、夏野菜の栽培を通して植物と触れ合う体験により、自然観察へと繋がっています。加えて、生活習慣では、箸を使用する食事へと移行するなど、一人でできることへの自信を深めています。その他、自ら石鹸を使用する知識も深めるなど、衛生面への意識も高めています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、発達に配慮を要する子どもについて、子どもの実態を把握します。把握した実態をもとに、保護者の協力を得て保育所の生活が楽しめるように支援をしています。子どもの活動を豊かにするために、担当職員が付き添いつつ遊びや生活面の成長を促すようにしています。また、個別支援計画に基づいて、子どもの活動内容を調整しています。加えて、巡回指導員の助言を得て、成長発達を確認しています。確認した内容は、子どもの生活と遊びの活動を促進するため、全職員が情報共有しています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。子どもの保育時間は、保護者の就労形態や勤務時間によって異なっています。よって、早期保育、延長保育の子どもがいます。保育所は、保育時間が長くなることに対し、子どもが安心して安全な環境において生活できるようにしています。早期保育の人数は、全体の6割です。子どもの体が目覚めに合わせて、各年齢の保育活動が始まる準備となるように、ゆったりした遊びをしています。また、延長保育では、全体の7割の子どものがいます。日中活動の抑揚感が落ち着くような遊びにしています。また、担当職員は、早期保育での保護者からの伝言や体調などを確認し、各クラスの担任職員に引き継ぎます。加えて、延長保育も同様に、日中活動の様子で気になったことや保護者への伝言を担当職員に引き継ぎます。その他、できる限り保護者との話し合う時間を設けるようにしています。これにより、子どもの様子や職員の認識に齟齬が無いように配慮をしています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。具体的には、就学前の準備を0歳児から始めています。準備は、「保育所保育指針」の育みたい資質と能力の柱を基本としています。この柱を基に、5歳児の就学までの育ちを視野に子どもの活動に養護と教育をバランスよく行っています。また、保護者には年度当初「全体的な保育」として紹介しています。これらの計画などの実現に向けて、3歳以上児の保育内容に、色・文字・数の概念教育から身近な教材を活用しています。これにより、教育を体験的に学べるようにしています。加えて、毎月の巡回指導では年長児を対象に、育ちと就学に向けてのアドバイスを保育所が受けています。その他、例年は近隣の小学校との交流も行っていました。コロナ禍の状況を見て職員と教諭との話し合いから進めています。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、子どもの健康管理を適切に行っています。具体的には、「保健衛生マニュアル」と「子どもの病気と怪我」に則り「年間保健計画」を作成しています。また、子どもの健康記録には、予防接種記録と既往歴などがあります。加えて、保育所での体調変化やけがは速やかな報告と記録を求めています。さらに、看護師の配置により、子どもの健康面や衛生面の点検と指導が丁寧に行われています。例えば、年長児への歯磨き指導を行っています。また、職員には、衛生的な手洗い指導、嘔吐処理指導を行っています。その他、アレルギー疾患児への対応に、本年度はエビベン（アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤）の使用はありませんが、エビベン研修も行っています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、健康診断・歯科健診の結果を保護者に知らせるとともに保育に反映しています。具体的には、日常の健康状態の把握や食後のうがいなどに、健康診断・歯科健診の結果を反映し、丁寧に指導しています。また、「年間保健だより」にて保育所における健康診断などの予定を知らせています。加えて、保育所では年に2回の嘱託医における内科の健康診断と歯科検診を行っています。これらの結果は子どもの連絡帳に記載して保護者へ伝えていきます。加えて、身体測定は毎月行っており、この結果についても連絡帳において伝達しています。家庭への情報発信により、健診結果を家庭での生活に活用されるようにしています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っています。具体的には、アレルギー疾患児や慢性疾患児に対する既往歴を確認しています。特に、食物アレルギーに対しては、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて保護者からの申請および医師の診断を経て対応しています。また、保育所の給食については、入所の際に保護者・所長・主任・調理員での面談を実施しています。加えて、除去食を基本として「完全管理指導表」を基に調理を進めています。さらに、毎月の献立に関しては事前に保護者のチェックを受け、所長・主任・担任と調理員との話し合いを行っています。その他、給食の提供時は別のトレイにし、口頭チェック、書面に記入などを経て子どもに提供します。なお、保育室では、机を変え、再度確認の下に給食の提供をしています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、食事を楽しむことができるよう工夫をしています。具体的には、子どもの成長発達に合わせた食物の提供をしています。例えば、0歳児では、離乳食での咀嚼の程度を確認し、子どものペースに合わせて幼児食へと進めています。また、子どもが楽しく食事ができるような雰囲気を作っています。例えば、クッキング保育、野菜の収穫時における食物への関心を深める食育指導をしています。さらに、「楽しく食べる子ども」を目指して食育計画を年間立て、実行をしています。加えて、子どもが持ちやすい陶器の食器を使用して給食の提供をしています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しています。具体的には、子どもひとり一人の体調や日々の活動量を考慮して給食の提供をしています。また、調理員は、子どもの年齢発達に即した形状と食欲を増すような配膳のバランスを考えて提供しています。加えて、子どもの残食量の記録を検査簿に記入し、子どもへの給食提供の状態を把握しています。さらに、保育課の栄養士・所長・調理員などで構成された給食委員会では、献立の検討や衛生に関する講話を開催しています。これにより、子どもが安心して食べられる環境の配慮を実践しています。また、職員は場所や人数構成などの環境を作りながら、楽しく食べられるように食前の声かけと食後の指導をしています。加えて、調理員は給食の時間に各クラスに巡回をし、子どもの食べ具合から量や形状を確認しています。確認内容は、翌日以降の調理に反映をしています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-（1） 家庭との緊密な連携			
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a	保育所は、子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っています。特に、普段からの保護者への声かけに留意をしています。小さなことでも話し合いができ、相談しやすい関係づくりに努めています。また、保護者が希望をすれば、いつでも個人面談で相談を受けるようにしています。相談の内容は子どもの成長や保護者自身のこともあります。相談内容が対応を要するものであった場合は、迅速に対応しております。なお、所長は今回実施した利用者アンケートにおいて、一部の保護者には職員との関わりを求める方があったことを課題と感じています。この課題を解決するため、保育所は、できる限り多く家庭とさらに連携を取るよう努めています。
A-2-（2） 保護者等の支援			
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a	保育所は、保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。具体的には、普段から職員が保護者への声かけに留意をしています。小さなことでも話し合いができ、相談しやすい関係づくりに努めています。また、保護者が希望をすればいつでも個人面談をするようにしています。相談には、子どもの成長に関することや保護者自身に関する内容もあります。相談内容には、対応できるものは、迅速に対応をしています。なお、日頃から、保護者が何でも相談できるような雰囲気作りにも努めていますが、今回の調査時に実施した利用者アンケートでは、一部の保護者から、保護者への積極的な関わりを求める声もありました。
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a	保育所は、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。具体的には、子どもの変化は、些細なことでも所長や主任に報告するようにしています。また、職員が気になる子どもの姿は記録に残しています。加えて、必要に応じて、関係機関と一緒に子どもの話を保護者から聞き取っています。さらに、場合によって写真を撮り、記録に残しています。また、保育課、子ども家庭総合支援センター、保健センターなどの関係機関へ連絡し、虐待の事実などを確認しています。その他、職員は「虐待と権利侵害」に関する研修を受け、職員全員が知識の習得と認識持つよう努めています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a	保育所は、保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。具体的には、職員が「保育所の自己評価」を基に、保育所の自己評価と職員個人の自己評価を行っています。また、職員評価は、保育実践を振り返る内容になっています。評価の振り返りは、職員の資質向上に向けて、年に2回行っています。なお、現場での直接の指導は、保育指導計画や保育日誌などを基に、主任が担当しています。全体的な職員の資質向上においては、所長が職員の自己評価を基に、保育所全体に指導しています。